

## 1. 目的

この文書は、認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方を示すことを目的とする。

## 2. 認証範囲の基本的な考え方

### 2.1 認証範囲

- 1) 組織が該当するマネジメントシステム規格を適用して認証を申請する範囲（以下、申請範囲という）に対して、適用規格の要求事項に対する適合性が証明された場合に授与される又は授与した認証の範囲を認証範囲という。
- 2) 認証範囲は、適用規格が取り扱う利害関係者に関連する、製品・サービスの一連の業務プロセス全体を含まなければならない。

### 2.2 認証範囲の確認

- 1) 認証範囲は、組織の判断で設定され、ASR に申請される。  
認証範囲は、申請を受理時のレビューのみならず、認証プロセス全体にわたり、また、定期審査及び再認証の活動でもレビューされる。
- 2) 審査チームは、組織が申請した認証範囲の記述が、組織が提供するものとそのマネジメントシステムによってカバーされるものを正確に反映していることを評価及び検証する。
  - ①提供される製品とサービスは、
    - a) 多種類ある製品・サービスのうち、生産量、売上げ、シェアなどが少ない製品・サービスに限定せず、主力製品・サービスを含むこと。
    - b) 環境汚染などのリスクの高い製品・サービスを含むこと。
  - ②組織の製品とサービスに関する主要な運用プロセスは、
    - a) 重要機能を含むこと(QMS の場合は顧客満足に影響する営業機能など)。
    - b) 「設計・開発」などの重要プロセスを含むこと(文言に入れる)。
    - c) (EMS の場合) 環境リスクの高い活動を含むこと。
    - d) (ISMS の場合) リスク値の大きい情報資産を含む。
    - e) (ISMS の場合) 情報セキュリティ側面の大きい活動を含む。
- 3) 組織が、その直接的な管理下にある活動範囲のうち、本来認証範囲に含めるべき活動を申請範囲から除外している場合、ASR はその正当性を評価し、正当と認められない場合は、認証を与えない。
- 4) 組織が、適用規格の要求事項への適合に影響を与えるようなプロセスを外部委託している場合、ASR は、その管理が適切に行われているかを十分に確認する。
- 5) 認証範囲に適用不可能な要求事項がある場合、ASR はその要求事項の箇条が明確になっていること、また、適用不可能な理由が正当で、適切であることを確認する。



17-4	認証範囲及びその表記に関する考え方	制定日 2023 年 11 月 15 日
------	-------------------	----------------------

- 5) 認証範囲の所在地、サイトに関する情報は下記の通りとする。
- a) 複数サイト組織の場合、各サイトの名称と所在地、活動を明記した<付属書>を発行する。なお、認証範囲は、その認証された活動がリストに挙げられたサイトによって実施されることを明確にしなければならない。ただし、あるサイトの活動が組織の範囲の一部のみを含む場合、<登録証>はそのサイトのサブスコープを含まなければならない。
  - b) 原則、一時的サイトは<登録証>に記載しない。一時的サイトとは、限定された期間内に、特定の業務又はサービスを提供する場所で、常設サイトになることが意図されていないもの。(例：建設工事現場など) 一時的サイトが<登録証>に記載される場合には、そのサイトは、一時的であると識別されなければならない。
  - c) 各サイトは所在地ごとに分けて記載する。認証範囲内に、同一の所在地の異なる法人がある場合は、法人ごとに分けて記載する。
  - d) 認証範囲と認証範囲外の製品・サービス・活動の境界を明確にする。サイト内に認証範囲外の部署/部門がある場合は、認証範囲の部門/部署名のみを明記する。

#### 4. 改訂手続き

(作成) 認証部

(承認) 2023 年 11 月 15 日 システム管理責任者

#### 制定・改訂履歴

制定・改訂年月日	改訂理由
2023-11-15	制定